



区画整理だより

向洋駅周辺
まちづくり事務所発行
ご意見・ご質問を
お寄せください。
電話 286-3123

第11号 平成14年12月

事業計画を決定しました。

平成14年10月23日に開催された広島県都市計画審議会で、町が提出した広島圏都市計画事業向洋駅周辺土地区画整理事業の事業計画について、原案が妥当と議決されました。

これを受け、町では平成14年11月29日に事業計画の決定の公告をしました。これにより、いよいよ本格的に事業が始まることとなります。

事業計画決定後は・・・

○ 建築行為等に制限がかかります。

事業計画の決定の公告がされると、土地区画整理法第76条の規定により、土地区画整理事業区域内の宅地に一定の土地利用制限が加えられます。

土地の形質の変更。

建築物、工作物の新改築もしくは増築。
重量5トンを超える物件の設置、堆積。

を行おうとする方はご相談ください。

○ 未登記の権利の申告をしてください。

事業施行区域内の宅地についての所有権以外の権利で、登記されていないものをお持ちの方は申告をしてください。

平成14年12月10日(火)・11日(水)午後7時から
事業の説明会を開催します。

事業計画の決定により、本格的に事業がスタートすることとなります。ついては府中南公民館において、表記の日程で説明会を開催します。ぜひご出席ください。

主な説明事項

- 事業計画決定までの主な経過
- 建築行為等の制限について
- 事業の流れ
- 土地区画整理審議会について